

号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第1号及び第3号中「便所」とあるのは、「便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

第8章 雑則

(川崎市福祉のまちづくり条例の適用除外)

第37条 この条例で定める道路移動等円滑化基準が川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36

号）第10条で定める道路に関する整備基準と同等以上であると認められる事項については、当該事項に限り、同条例第11条から第13条までの規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を150センチメートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を100センチメートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「200センチメートル」とあるのは、「100センチメートル」とする。

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月14日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市条例第89号

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）

第45条第3項の規定に基づき、市が管理する県道及び

市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（以下「案内標識等」という。）の寸法の基準について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義及び字句の意味）

第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「府省令」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味による。

（案内標識等の寸法）

第3条 案内標識等の寸法は、別表のとおりとする。

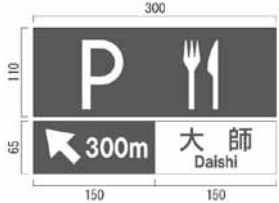
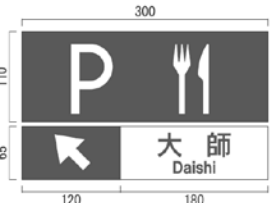
附 則

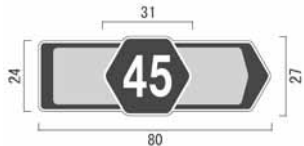
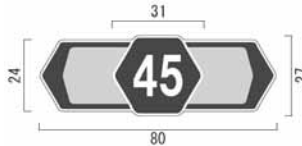
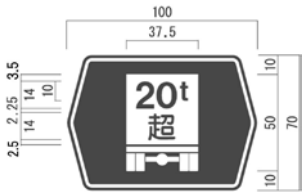
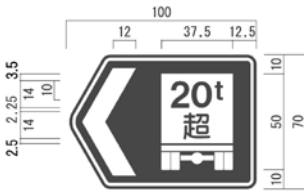
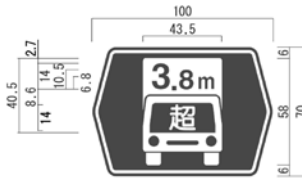
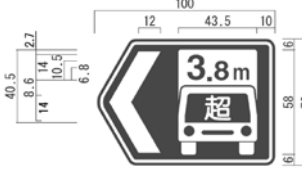
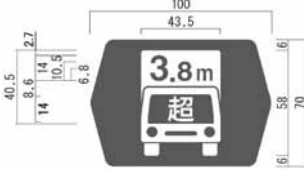
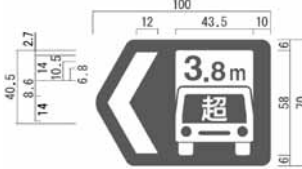
この条例は、公布の日から施行する。

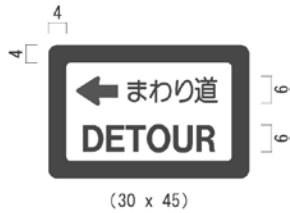
別表（第3条関係）

1 案内標識の寸法

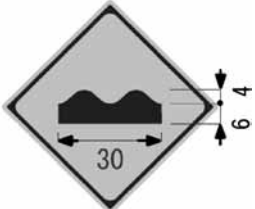
都府県 (102-B)  (120 x 200)	入口の方向 (103-A)  (120 x 120)	入口の方向 (103-B)  (120 x 120)
入口の予告 (104)  (120 x 120)	方面及び距離 (106-B)  370	方面及び車線 (107-A)  (180 x 210)
方面及び車線 (107-B)  (140 x 250)	方面及び方向 (108の2-D)  (140 x 320)	方面及び方向 (108の2-E)  (120 x 200)
出口の予告 (109)  (150 x 450)	方面及び出口の予告 (110-B)  (200 x 320)	方面、車線及び出口の予告 (111-B)  (180 x 320)

方面及び出口 (112-B)  (200 x 320)	出口 (113-A)  (195 x 240)	出口 (113-B)  (295 x 150)
サービス・エリアの予告 (116-B)  (300 x 110)	サービス・エリア (116の2-B)  (300 x 110)	非常電話 (116の2)  (90 x 60)
待避所 (116の3)  (90 x 60)	非常駐車帯 (116の4)  (90 x 60)	駐車場 (117-A)  (60 x 60)
駐車場 (117-B)  (90 x 60)	登坂車線 (117の2-A)  (60 x 160)	登坂車線 (117の2-B)  (90 x 240)

都道府県道番号 (118の2-A) 	都道府県道番号 (118の2-B) 	都道府県道番号 (118の2-C) 
総重量限度緩和指定道路 (118の3-A) 	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B) 	高さ限度緩和指定道路 (118の4-A) 
高さ限度緩和指定道路 (118の4-B) 	高さ限度緩和指定道路 (118の4-C) 	高さ限度緩和指定道路 (118の4-D) 
道路の通称名 (119-A) 	道路の通称名 (119-B) 	道路の通称名 (119-C) 

道路の通称名 (119-D) 	まわり道 (120-A) 
---	---

2 警戒標識の寸法

十形道路交差点あり (201-A) 	右 (又は左) 方屈曲あり (202) 	信号機あり (208の2) 
落石のおそれあり (209の2) 	路面凹凸あり (209の3) 	合流交通あり (210) 
車線数減少 (211) 	幅員減少 (212) 	二方向交通 (212の2) 

3 補助標識の寸法

注意事項
(510)

路肩弱し

安全速度
30
(30 x 30)

備考 1 案内標識等の種類及び番号については、府省令別表第1に定めるところによる。

2 案内標識及び警戒標識の標示板

(1) 寸法

ア 案内標識の標示板の大きさは、図示されている寸法（その単位は、センチメートルとする。）を基準とする。

イ 警戒標識の標示板の大きさは、一辺の長さ45センチメートルを基準とする。

ウ 自動車専用道路に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。

エ 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。

オ 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあってはイに規定する寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあってはイに規定する寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。

カ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

キ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号（118の2－Aに限る。）」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」及び「まわり道

（120－Aに限る。）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（カに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

ク 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号（118の2－B及びCに限る。）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

ケ 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の数により図示の横寸法（「道路の通称名（119－Cに限る。）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示されている寸法を基準とする。

イ 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114－Bに限る。）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するものの以外のものの文字の大きさは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表

示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の日本字の大きさの0.6倍の大きさとする。

エ 「著名地点（114－Bに限る。）」を表示する案内標識の日本字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

オ 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市章、県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

カ 自動車専用道路に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、經由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。

キ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

ク 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。

ケ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120－Bに限る。）」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府県道番号（118の2－Aに限る。）」、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するも

のについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号（118の2－B及びCに限る。）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(イ) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

3 補助標識の標示板

- (1) 補助標識の標示板の大きさは、寸法が図示されているものを除き、縦の長さ10センチメートル以上、横の長さ40センチメートル以上60センチメートル以下を基準とする。
- (2) 補助標識の標示板の大きさは、その附置される案内標識及び警戒標識の標示板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

川崎市道路附属物自転車等駐車場の標識の設置に関する条例をここに公布する。

平成24年12月14日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第90号

川崎市道路附属物自転車等駐車場の標識の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）

第24条の3の規定に基づき、市が管理する県道及び市道の附属物である自転車等駐車場の標識の設置について必要な事項を定めるものとする。

(自転車等駐車場)

第2条 この条例において「自転車等駐車場」とは、法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場又は自転車駐車場であって、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。）、原動機付自転車（同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）及び自動二輪車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のものをいう。）を駐車料金を徴収して駐車させるためのものをいう。

(標識の設置)

第3条 自転車等駐車場に設置する標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。